

# 令和2年度 第2回 座間味村総合教育会議 次第

日時：令和2年11月26日（木）

午後1時45分～

場所：座間味村役場3階多目的ホール

## 1 開 会

## 2 議 事

### （1）報告及び協議事項

- ① 座間味村総合教育会議設置要綱の改正、座間味村教育大綱の改定について
- ② 座間味かいせい保育園とファミリーサポートセンターの運営について
- ③ 教育関連予算について
- ④ その他

### （2）次回開催について

## 3 閉 会

### 配布資料

- （資料1）令和2年度第1回会議議事録（令和2年6月24日開催）
- （資料2）座間味村総合教育会議設置要綱
- （資料3）座間味村教育大綱
- （資料4）座間味村の子育て支援事業

令和 2 年度 第 1 回 座間味村総合教育会議 議事録

日 時：令和 2 年 6 月 24 日（水）14：00～14：30

場 所：座間味村役場 3 階 多目的ホール

出席者：宮里村長、垣花教育長、照屋委員、与那嶺委員、松田委員

中村教育課長、（事務局）宮平総務・福祉課長、総務・福祉課小峰

## 1 開 会

（村長）

令和 2 年度第 1 回目の総合教育会議を開催します。

4 月 1 日付で松田様が新しく教育委員に就任し、また、教育長についても新たに垣花健教育長が就任しております。新たな体制での第 1 回目の総合教育会議の開催となりますが、どうぞよろしくお願い致します。

それでは、次第に沿って議事を進めて参ります。

## 2 議 事

### （1）報告及び協議事項

#### ①令和 2 年度教育関連予算について

（中村教育課長）

資料 2 に基づき今年度の教育委員会の主要事業について説明します。

公立学校情報機器整備費補助事業は、専用のネットワークの整備と小中学生に 1 人 1 台の端末環境を整備する事業となっており、タブレットにするかパソコンにするかは島尻地区教育委員会で現在検討中。予算額 22,800 千円を計上。令和元年度から令和 5 年度までの 5 年間で段階的に整備する事業であったが、コロナの影響により前倒しとなり、今年度中に整備を行うこととなった。

戦跡及び戦争記念碑等整備事業は、慶留間島の戦跡等の整備を行うもので、工事費として 23,081 千円、委託費として 1,301 千円を計上。

学校施設長寿強化計画策定事業は、全教育施設の計画（2 か年計画）を策定するものであり、本計画に基づき改修工事等を行うこととなる。10 月までに計画策定予定。予算額 2,803 千円を計上。

繰越事業である戦跡及び戦争記念碑等整備事業は、阿嘉島の戦跡等を整備するもので、6 月 19 日に入札が終わり、現在契約手続きを進めているところである。

同じく繰越事業である阿嘉小中学校の改築工事については、昨年度より入札不調が続いており、設計見直しを行った上で6月に入札にかけたが、入札不調となった。工事の工期は9か月を予定しており、これから契約を締結したとしても今年度中の事業完了が難しいため、次年度以降新たに予算を確保する方向で調整していきたいと考えている。

繰越事業である座間味校教員宿舎及び座間味幼稚園解体工事は、5月末で工事が完了したところである。

(村長)

質問のある委員の方はいらっしゃいますか。

<特になし>

## ②新型コロナウイルス感染症の影響による対応について

(中村教育課長)

6月の定例議会において児童生徒への学力・精神面のサポートはどうなっているかといった一般質問があり、答弁しておりますので、答弁内容を読ませさせていただきます。

「児童生徒の学力や、生活状況については、毎月開催している校務研を含め5回の会議を行い3校校長より状況報告を受けております。学力につきましては、4月7日～5月20日まで休校となったため、遅れは感じているが、小規模校であり、分散登校等の必要もないことから学力は取り戻せる見込である旨の報告を受けています。また、夏休み期間も、8月1日～8月16日までと短縮し授業日数、授業時数確保に努めることとしております。生活状況については、現段階において特に問題はないと報告を受けています。」

答弁内容は以上です。

授業時数について詳しく説明します。年間の標準事業時数は、小学1年850時間、2年910時間、3年980時間、4・5・6年1015時間、中学1・2・3年1015時間となっており、夏休みの短縮等により、小学1年は66時間、2年は41時間、3年は44時間、4・5・6年は49時間、標準時数をオーバーする予定である。中学1・2年は12時間、3年は52時間、時数が不足するが、7時間授業の実施等により時数を確保する予定であり、勉強の遅れについては問題ないと思われる。

(垣花教育長)

補足で説明します。

幼稚園については、6月一杯は午前中のみ短縮登園となっています。また、休校中は学校の先生方には本島への渡航自粛をお願いしておりました。

(村長)

コロナの関係では村民の皆様にご不便をお掛けした。村民、観光客の皆様の協力のおかげで、これまで村内で感染者は発生していない。今後も行政として感染症対策にしっかりと取り組んで参ります。

これまでの内容に関しまして、質問のある委員の方はいらっしゃいますか。

<特になし>

### ③座間味村教育大綱について

(総務・福祉課小峰)

教育大綱について説明させていただきます。

座間味村教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、地方公共団体の長と教員委員会との連携が強化され、一層地域に開かれた教育行政が推進されることを目的として、平成28年3月に策定されました。

平成27年度に策定した教育大綱は、今年の3月で計画期間が終了しており、新たな教育大綱を策定する必要があります。

本村の教育大綱は、座間味村第4次総合計画を基礎として、基本理念や目標、重点施策が定められていることから、事務局と致しましては、今回教育大綱見直しは行わず、現行の総合計画の計画期間である令和4年3月まで、教育大綱の計画期間も延長し、総合計画の改定と合わせて教育大綱も見直しを行いたいと考えておりますが、いかがでしょうか。委員の皆様のご意見をお聞かせください。

(村長)

委員の皆様いかがでしょうか。

<委員一同、異議なし>

(村長)

御異議等無いようですので、事務局の案で進めさせていただきます。

予定していた議事は以上になりますが、1点追加で議事をお願いします。

#### ④座間味村総合教育会議設置要綱について

(村長)

現要綱では、第4条において、「総合教育会議は村長が招集し、村長が議事の進行を行う。」となっており、村長が欠けた場合の対応が定められていない。村長が不在の場合でも補完できる体制を取りたいと考えており、要綱に「村長に事故等ある時は、副村長を代理として立てることができる。」といった内容の文言を追加したいが、いかがでしょうか。

<委員一同、異議なし>

(村長)

それでは要綱については事務局の方で改正を行いたいと思います。

議事は以上となります。

次回の総合教育会議は、次年度予算要求前の11月に開催する予定です。

本日はありがとうございました。

座間味村総合教育会議設置要綱

平成 28 年 3 月 22 日  
要綱第 1 号

(趣旨)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 1 条の 4 第 1 項の規定に基づき、村長と教育委員会が十分な意思の疎通を図り、座間味村の教育及び文化に係る課題やあるべき姿を共有し、同じ方向性のもと連携して教育行政を推進していくため座間味村総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 総合教育会議は、次に掲げる事項についての協議及び調整を行う。

- (1) 大綱（法第 1 条の 3 第 1 項に規定する大綱をいう。）の策定に関する協議
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議

(構成員)

第 3 条 総合教育会議は、村長及び教育委員会をもって構成する。ただし、村長に事故があるときは、副村長を構成員とすることができる。

(会議)

第 4 条 総合教育会議は、村長が招集し、村長が議事の進行を行う。ただし、前条に該当する場合は、副村長がその職務を代理する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、村長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

3 村長及び教育委員会は、総合教育会議における事務の調整の結果を尊重するものとする。

(意見聴取)

第 5 条 総合教育会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第 6 条 総合教育会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第 7 条 村長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、公表するものとする。ただし、前条ただし書により非公開とした部分及び公開することにより、公正又は円滑な議事運営が損なわれると村長が認める事項は除くものとする。

(事務局等)

第 8 条 会議の事務局は、座間味村役場総務・福祉課に置く。

(雑則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

# 座間味村教育大綱

平成 28 年 3 月

令和 2 年 7 月 (改定)

沖縄県座間味村



## はじめに

平成 27 年 4 月 1 日、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。その趣旨は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築を図るため、地方公共団体の長と教育委員会との連携が強化され、一層地域に開かれた教育行政が推進されることを目的としています。また法では、地域の実情に応じた総合的な教育施策の大綱の策定を首長に求めています。

本村の初代村長・松田和三郎翁は、百年以上前に学校教育と人材育成の意義を村内外に説いた人でした。若者を県外の鰹漁船に預けたことにより、座間味村は本県における鰹漁業創始の地となり、村は経済的な豊かさを得て、沖縄全体が貧しさにあえいでいた大正期に就学率百パーセントを達成することができました。

その歴史をふまえ、座間味村では第 4 次総合計画(平成 24 年～33 年)で、「ひとづくり」を村政の大きな柱の一つに位置付けています。島の宝である子どもたちを、家庭、地域、学校、行政が一体となって慈しみ、ふるさとへの愛を胸に羽ばたかせよう、そして大人も子どもも学び合う「ひとづくり」の島であることで村の将来を拓こうというものです。

平成 28 年 3 月策定の「座間味村むら・ひと・しごと総合戦略」では、小さな離島村の人と自然が社会に大きな価値を提供する可能性に触れています。第 4 次総合計画に加え、同総合戦略が示す「むらづくり、ひとづくり」を加味し、座間味村教育大綱を策定いたします。

平成 28 年 3 月  
座間味村長 宮里 哲

## 1. 基本理念

座間味村第4次総合計画では、島の宝である子どもたちを、家庭、地域、学校、行政が一体となって慈しみ郷土への愛を育てることと、大人も子どもも学び合う「ひとづくり」の島を掲げています。また、“知”＝確かな学力、“徳”＝豊かな心、そして“体”＝健やかな体の調和により「生きる力」を持つ子らを育てることを目標としており、これは村内三校の教育目標でもあります。

この実現に向け本大綱を策定し座間味村の教育、文化振興の指針とします。

## 2. 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から令和3年度までの7年間とします。

## 3. 目標

- 村づくりは人づくりから
- 一人ひとりの個性が輝く地域づくり
- 歴史・文化を未来へ伝える島づくり
- 開かれた交流と共生の村づくり

## 4. 重点施策

### (1) 村づくりは人づくりから

#### 【基本方針】

座間味村は三つの有人島からなる行政区であり、教育の拠点施設となる学校施設は各島に幼小中学校の併置校として設置され(慶留間幼稚園に関しては休園中)、各校ごとにその地域特色を生かした学校経営が展開されています。

「村づくりは人づくりから」と説いた松田和三郎翁に倣い、家庭、地域、学校、行政が連携し、学力の向上とあわせて、地域の将来を託すことのできる人材育成のため、教育施設の整備をはじめ各種施策を展開していきます。

### ① 幼小中学校教育の充実

離島へき地校の特色と、三つの島それぞれの特性を生かした教育活動を家庭、地域、学校、行政が一体となって推進し、幼児児童生徒の健全育成と学力向上につなげるため、教育に関する情報公開に努めます。

また、保護者の経済的負担を軽減するため、村外への派遣事業を積極的に支援するとともに、姉妹村との交流をはじめ海外ホームステイ事業の実施や ALT の配置など、多様な社会に順応し、主体的に行動できる人材育成に努めます。

### ② 教育環境の整備

I C Tの利活用による教育効果に着目し、児童生徒が広く外部とつながり刺激し合いながら学べるシステムを構築します。また子どもたちが伸び伸びと学べるよう、快適な校舎などの学習環境整備と奨学制度の充実に努めます。

### ③ ふるさと教育

郷土の自然と歴史・文化を知り、誇りをもって語れるよう子どもたちに伝えます。ふるさとへの知識と敬意をベースに、広い教養や国際的視野を養うことのできる人材を育てます。

### ④ キャリア教育

豊かな歴史・文化とすぐれた人材を多く有する本村ではありますが、中学卒業まで子どもたちは広い社会や多種多様な職業にふれることはありません。そこで、外部の企業や組織の協力を得て、子どもたちが視野を広げ、夢を描く手助けとなるようなキャリア教育の機会を提供します。

## (2) 一人ひとりの個性が輝く地域づくり

### 【基本方針】

人の個性が群衆に埋没してしまう都会とは異なり、離島の暮らしでは一人ひとりが大きな影響力を持ちます。自分らしい個性を輝かせ、夢や目標をもちその実現のために努力し、周囲を照らす村民を座間味村は応援します。

この村で生まれ育った人、島々の人と自然に惹かれ移住した人、そのまた二世など、個性豊かな人が互いに違いを受容し、刺激し合い助け合うことで村の今日があります。多様性の受容とゆいまーる精神で、互いを尊重する地域社会をつくります。

### ① 観光地の可能性を広げる人づくり

これまで、多くのすぐれたマリニストラクターが、海の観光地としての座間味村のブランドづくりに貢献しました。その優れた人材の幅を、平和ガイドや自然観察インストラクターにも広げ、またダイビングはじめマリニレジャーを活用した企業研修コーチを育成します。さらに、地域で必要とされる新しいサービスを提供できる“しごとづくり”のできる優秀な人材を支援します。

### ② 生涯現役の島

沖縄の離島本来のシニア・パワー発揮を支援し、平和学習や自然観察、また子どもたちの健全育成の場で、知識豊かなシニア層に活躍してもらおう仕組みづくりを行います。

また子どもから大人まで世代を越えて共に地域の歴史・自然・文化を学ぶ機会をつくります。

### ③ 社会スポーツの充実

子どもから高齢者まで誰もが気軽にスポーツに親しめる場をつくり、三島住民の交流機会創出に努めます。また、観光大使である一流アスリートと村内児童生徒との交流を通じて夢や努力の大切さを学ぶ場をつくり、セーリング競技等の選手育成とスポーツキャンプ誘致につなげます。

## (3) 歴史・文化を未来へ伝える島づくり

### 【基本方針】

唐船の船乗りを多く輩出した海の民としての誇り高い歴史、鰹漁業の産業化や、世界的なダイビングポイントとなるなど進取の気性で産業を興してきた歴史、またかつては久高島と並び称された信仰篤い側面など、すべてが現代の島に生きる私たちの暮らしをかたちづくっています。

地域の歴史・文化を学び、先人に敬意を払うことが、21世紀の地域づくりにつながります。

### ① 文化財保護

有名無形の文化財保護のため、計画的な調査・保存活動を行い、歴史資料館設置につなげます。

## ② 伝統文化継承

阿嘉区の獅子舞、座間味区の流れ舟(ナガリブニ)、海御願(阿嘉・慶留間では海ぬ御願)など各区に残る伝統文化を次世代につなぐため、青年会が主体となって子どもたちの参加を促します。また、神事の担い手である島の女性たちの高齢化に伴い、継承の方策を講じます。

# (4) 開かれた交流と共生の村づくり

## 【基本方針】

座間味村は三島あわせて年間10万人もの人が訪れ、その方たちとの出会いと交流のある地域です。児童・生徒からお年寄りにいたるまで村内外の人と接する中で生涯を通じて学ぶ機会に恵まれています。

また逆に、外来の人にこの海の豊かさや島の文化を教え、平和の尊さを伝えることを通じ島々は学びの場となり、座間味村民は人の心を元気にすることができます。こうした交流を通じ、他地域の人々と学び合うことで私たち座間味村民は今後も継続的に社会に大きな価値を提供します。

## ① 平和教育

沖縄戦における最初の米軍上陸地として戦禍を経験した本村は、平和の発信地としての役割を担っています。修学旅行生の平和学習の機会を充実させるため、村内に専門のガイドを育成するほか、県平和祈念資料館の座間味分館設置を要望してゆきます。

## ② 世代間交流

移住者が増え、村内に“血縁”のない若者に、村内のお年寄りが知恵や技術を伝えるなど交流の場が求められています。若者と高齢者、子どもたちとお年寄りなど、保育や高齢者福祉も包含した多世代コミュニケーションの機会を創出します。

## ③ 国内外との交流

かつて、村の若者が県外の漁船に鰹漁を学んだように、人材を県外に派遣したり、村の振興に必要な人材の移住を促したりするなど、村民が外部に学ぶ仕組みをつくります。姉妹村である孺恋村との交流を子どもたちだけでなく青年層にも広げるなど交流を通じて他地域に学ぶ機会を創出します。

## \*座間味村の子育て支援事業

令和元年 11 月 1 日開設

### ①家庭的保育事業（座間味かいせい保育園）

対象：1 歳～2 歳児

### ②ファミリー・サポート・センター（村直営）

対象：1 歳児～中学 3 年生

### ◇1 年間の実績

#### ①家庭的保育事業

- ・入園者数 常時 5 名
- ・職員 常勤 2 名、非常勤 4 名（子育て支援員）

#### 一時預かり保育事業（余裕型）

- ・登録者数 15 名 内訳：阿嘉 2 名 座間味 13 名
- ・利用者数 10 名 内訳：座間味 10 名（就労 7 名、緊急 1 名、私的 2 名）
- ・令和 2 年度登録者数 8 名 内訳：阿嘉 2 名 座間味 6 名
- ・ // 利用者数 5 名 内訳：座間味 5 名（就労 3 名、私的 2 名）

#### ②ファミリー・サポート・センター

- ・登録者数 24 名  
内訳：おねがい会員 13 名 まかせて会員 8 名 どっちも会員 3 名
- ・利用者 8 名  
内訳：阿嘉 2 名 座間味 6 名
- ・活動回数：36 回  
内訳：阿嘉 12 回 座間味 24 回
- ・援助活動内容：仕事の都合や育児の負担解消、学校の臨時休業時の預かり  
子どもの内訳：阿嘉 乳幼児 3 名、小学生 2 名  
座間味 乳幼児 9 名、小学生 2 名